

# 調査の概要

## 1 調査の内容

### (1) 根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、賃金構造基本統計調査規則（昭和39年労働省令第8号）に基づいて実施された。

### (2) 目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。

### (3) 調査の範囲

#### ア 地域

日本国全域である。ただし、次の地域を除く。

北海道	奥尻郡、苫前郡羽幌町のうち大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
長崎県	佐世保市のうち宇久町、西海市のうち崎戸町江島及び崎戸町平島、北松浦郡のうち小値賀町
鹿児島県	西之表市、薩摩川内市のうち鹿島町、上甕町、里町及び下甕町、鹿児島郡、熊毛郡、大島郡瀬戸内町のうち大字与路、大字池地及び大字請阿室、大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町
沖縄県	島尻郡のうち渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村及び久米島町、宮古郡、八重山郡

#### イ 産業

日本標準産業分類による次の産業である。

- (ア) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (イ) 建設業
- (ロ) 製造業
- (ハ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (ニ) 情報通信業
- (ヒ) 運輸業、郵便業
- (ヘ) 卸売業、小売業
- (ホ) 金融業、保険業
- (セ) 不動産業、物品賃貸業
- (ソ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (タ) 宿泊業、飲食サービス業
- (チ) 生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）
- (ツ) 教育、学習支援業
- (テ) 医療、福祉
- (ト) 複合サービス事業

(タ) サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

#### ウ 事業所

イに掲げる産業に属する次に掲げるもののうちから、一定の方法によって抽出された事業所である。

(ア) 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）

(イ) 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

#### エ 労働者

ウの事業所に雇用される労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）のうちから、一定の方法によって抽出された労働者である。

### (4) 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行った。

#### ア 事業所に係る事項

- (ア) 事業所の名称及び所在地並びに法人番号
- (イ) 主要な生産品の名称又は事業の内容
- (ロ) 事業所の雇用形態別労働者数
- (ハ) 企業全体の常用労働者数

#### イ 労働者に係る事項

- (ア) 性
- (イ) 雇用形態
- (ロ) 就業形態（常用労働者に限る。）
- (ハ) 最終学歴（常用労働者に限る。）
- (ニ) 新規学卒者への該当性（一般労働者に限る。）
- (ヒ) 年齢
- (ヘ) 勤続年数（常用労働者に限る。）
- (ホ) 役職（常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者であって、別表1「役職及び職種一覧表」の(1)に掲げる役職のものに限る。）
- (セ) 職種（別表1「役職及び職種一覧表」の(2)に掲げる職種のものに限る。）
- (ソ) 経験年数（常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- (タ) 実労働日数
- (チ) 所定内実労働時間数
- (ツ) 超過実労働時間数
- (テ) きまって支給する現金給与額
- (ト) 超過労働給与額

(タ) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額  
(常用労働者に限る。)

(ト) 在留資格(外国人の常用労働者に限る。)

#### (5) 対象期日

ア 次の調査事項については、令和5年6月30日現在  
(給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日現在)の状況について調査した。

(ア) 事業所の名称

(イ) 事業所の所在地

(ウ) 事業所の法人番号

(エ) 事業所の雇用形態別労働者数

(オ) 企業全体の常用労働者数

(カ) 性

(キ) 雇用形態

(ク) 就業形態

(ケ) 最終学歴

(コ) 新規学卒者への該当性

(サ) 年齢

(シ) 勤続年数

(ス) 役職

(セ) 職種

(ソ) 経験年数

(タ) 在留資格

イ 次の調査事項については、令和5年6月1日から  
6月30日までの1か月間(給与締切日の定めがある  
場合には、6月の最終給与締切日以前1か月間)の  
状況について調査した。

(ア) 主要な生産品の名称又は事業の内容

(イ) 実労働日数

(ウ) 所定内実労働時間数

(エ) 超過実労働時間数

(オ) きまって支給する現金給与額

(カ) 超過労働給与額

ウ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額につ  
いては、令和4年1月1日から令和4年12月31日ま  
での1年間の給与額とした。ただし、この期間の中  
途において雇用された調査労働者のうち、7月1日  
以前に雇用されたものについては、雇用の日から1  
年間、7月2日以降に雇用されたものについては、  
雇用の日から令和5年6月30日までの特別給与額  
とした。

#### (6) 実施期間

令和5年7月1日から7月31日までの間とした。

#### (7) 調査方法

調査は、調査票(別記様式)を用いて行った。

調査票の配布は、複数の調査事業所を有し、これら  
の事業所の報告を一括して行うことを厚生労働大臣  
が指定する企業(以下「一括調査企業」という。)に  
あつては厚生労働省が業務を委託する民間事業者(以  
下「民間事業者」という。)から、また一括調査企業  
に属する調査事業所以外の調査事業所(以下「一括調

査企業以外の事業所」という。)にあつては厚生労働  
省から、それぞれ郵送することにより行った。

調査票の回収は、(ア)記入済みの調査票を郵送する  
方式、(イ)インターネットを利用したオンライン報告  
方式、(ウ)調査票の様式により記入した光ディスクを  
郵送する方式のうちいずれかの方法により、以下のと  
おり回収した。

ア 一括調査企業

(ア)及び(ウ)については民間事業者が、(イ)につ  
いては厚生労働省が回収した。

イ 一括調査企業以外の事業所

(ア)及び(ウ)については都道府県労働局又は労働  
基準監督署が郵送により回収した。ただし、一部の  
事業所については、都道府県労働局若しくは労働  
基準監督署の職員又は統計調査員が訪問し、回収  
した。(イ)については厚生労働省が回収した。

## 2 調査の沿革

本調査は、我が国の賃金構造の実態を詳細に把握する  
ことを目的として行われているもので、昭和23年以来毎  
年実施されてきた賃金構造に関する一連の調査系列に  
属するものである。なお、この系列に属する調査の調査  
範囲、結果表における分類区分及び結果表章事項の過去  
の変遷のあらまは、別表2「調査内容の変遷」のとおり  
である。

## 3 用語の説明

### (1) 産業

日本標準産業分類に定める産業をいう。ただし、一  
部の類似した中分類については合併し、本調査独自の  
名称をつけ、それぞれ一つの産業として取り扱ってい  
る。この場合に用いた略称は、次のとおりである。

日本標準産業分類による名称	略 称
(全国、都道府県別共通) I 50~55 各種商品卸売業、織 維・衣服等卸売業、飲食料品 卸売業、建築材料、鉱物・金 属材料等卸売業、機械器具卸 売業、その他の卸売業	I 50~55 卸売業
I 56~61 各種商品小売業、織 物・衣服・身の回り品小売業、 飲食料品小売業、機械器具小 売業、その他の小売業、無店 舗小売業	I 56~61 小売業

産業の決定は、調査事業所の主要な生産品の名称又  
は事業の内容によって、日本標準産業分類の原則に基  
づいて行っており、産業の収録一覧は「集計産業一覧  
表」のとおりである。

(注) 本調査の産業分類の基準となっている日本標準  
産業分類は、昭和26年4月、28年3月、29年2月、  
32年5月、38年1月、42年5月、47年3月、51年5  
月、59年1月、平成5年10月、14年3月、19年11月

及び25年10月に改定されており、それに基づく若干の変更があるので、時系列比較をする際には特に注意を要する。

(2) 企業規模

調査労働者の属する企業の大きさをいい、その企業に雇用されている全常用労働者数によって区分している。

(3) 労働者

ここにいう労働者とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条にいう労働者（ただし、船員法第1条の規定による船員は調査の対象から除外している。）をいい、「常用労働者」と「臨時労働者」に区分している。

(注) 法人、団体、組合の代表又は執行機関である重役でも、業務執行権や代表権をもたず、工場長、部長などの役職にあつて、一般労働者と同じ給与規則によって給与を受ける場合には、労働者としている。また、家族従業者でも、他の労働者とはほぼ同様に勤務し、同じような給与を受けている場合には、労働者としている。

ア 常用労働者

常用労働者とは、次の各号のいずれかに該当する

労働者をいう。

(ア) 期間を定めずに雇われている労働者

(イ) 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

イ 臨時労働者

臨時労働者とは、「ア 常用労働者」に該当しない労働者（日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者）をいう。

(4) 雇用形態

常用労働者のうち、「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」の別、「雇用期間の定め無し」と「雇用期間の定め有り」の別、及び「臨時労働者」をいう。

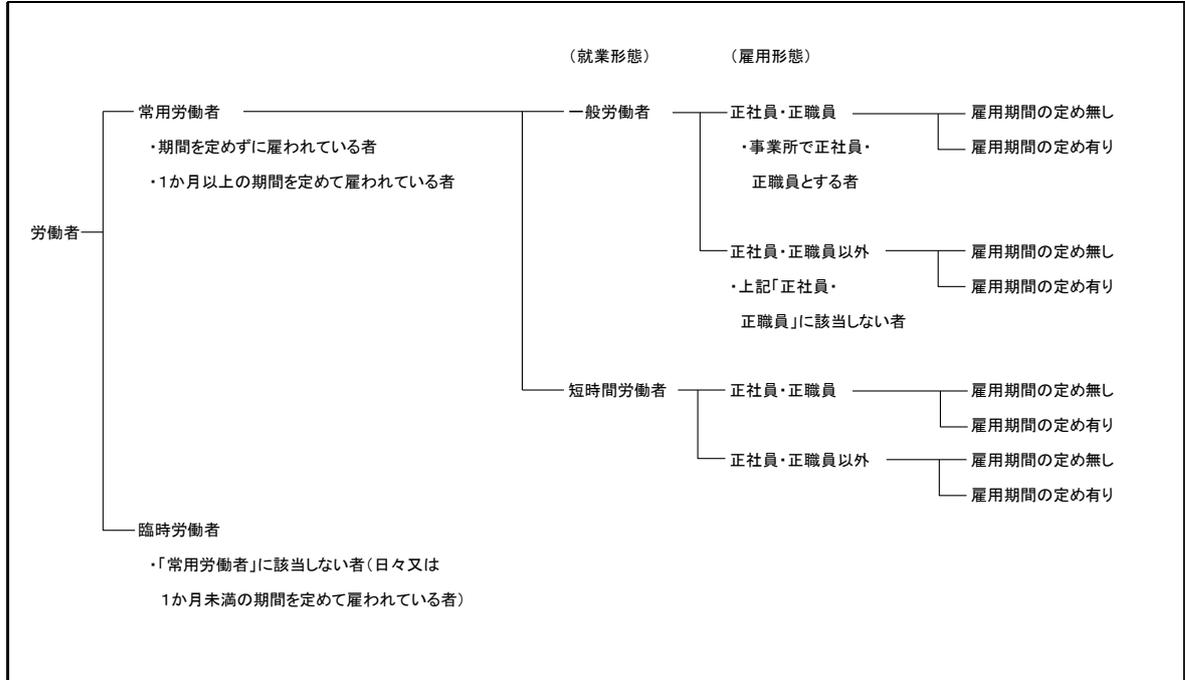
(5) 就業形態

常用労働者のうち、「一般労働者」と「短時間労働者」の別をいう。

一般労働者とは、短時間労働者に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

雇用形態と就業形態の関係図



## (6) 学歴

学校卒業その他これに準ずる経歴のうち最も程度の高いものをいう。

ここにいう学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）にいう学校又はこれに準ずるものをいう。

現在就学中の者及び中途退学した者は、それ以前に卒業又は修了した課程によることとし、余暇就学などによって入社時の学歴よりも程度の高い学歴を取得した場合には、その学歴によっている。

学歴は、中学、高校、専門学校、高専・短大、大学、大学院及び不明に分けている。それぞれの区分に含めた学歴の程度を具体的に述べれば、次のとおりである。

### ア 中学

小学校令による小学校（旧制）卒業、国民学校令による国民学校卒業、学校教育法による中学校（新制）卒業など通算修業年限がおおむね9年以下の学歴をいう。

### イ 高校

中等学校令による中学校（旧制）卒業又は学校教育法による高等学校（新制）卒業など通算修業年限がおおむね12年程度の学歴をいう。

### ウ 専門学校

学校教育法による高等学校卒業を入学資格とする専修学校のうち、修業年限2年以上の専門課程卒業の学歴をいう。

### エ 高専・短大

高等学校令による高等学校（旧制）高等科卒業、学校教育法による短期大学、旧制専門学校で修業年限が3年以上6年未満の卒業者又は高等専門学校卒業等通算修業年限がおおむね14年程度の学歴をいう。

### オ 大学

大学令又は学校教育法による大学卒業、大学院卒業等通算修業年限がおおむね16年程度である学歴をいう。なお、修業年限が6年の大学（医学部・歯学部・薬学部等）の卒業者を含む。

### カ 大学院

大学令又は学校教育法による大学院卒業等通算修業年限がおおむね18年又はこれ以上である学歴をいう。

### キ 不明

事業所で労働者の最終学歴を把握してない場合又は最終学歴の回答がないものをいう。

## (7) 新規学卒者

調査対象期日現在に雇用している一般労働者のうち、原則として、令和5年3月に学校等を卒業している者をいう。

## (8) 年齢

調査対象期日現在の満年齢をいう。（1年未満の端数は切り捨てている。）

## (9) 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数をいう。（1年未満の端数は切り捨てている。）

勤続年数の算定は、次の原則によっている。

ア 試の使用期間、見習期間などは勤続年数に含める。

イ 休職期間は勤続年数から除外する。

ウ 解雇され、又は退職してから同じ企業に再雇用された場合には、以前雇用されていた期間を通算して勤続年数に加える。

エ 企業の名義変更、分割合併等によって名称が変わり、形式的に解雇、再雇用の手続きが行われても、実質的に継続して勤務した場合には、前後の年月数を通算する。

オ 出向労働者の勤続年数は、出向元も通算する。

## (10) 役職

労働者が従事している役職で調査対象となっている役職をいう。

役職の具体的な分類は、次の原則によっている。

ア 一人の労働者の行っている仕事が二つの役職にまたがる場合には、仕事の内容と責任の程度からみて重要な役職へ分類する。判断困難の場合には、労働時間の長い方へ分類する。

イ 事業所で使われている役職の名称が、ここで用いている名称と異なっても、内容が同一である場合、あるいは全く同一でなくても、種類と程度がほぼ同一と思われる場合には、ここで用いている名称の役職として取扱う。

事業所で使われている役職の名称が、ここで用いている名称と同一であっても、その内容が異なる場合には、ここで用いている名称の役職として取扱わない。

なお、役職の回答がないものは「非役職」として集計している。

## (11) 職種

労働者が従事している職種をいう。

職種の具体的な分類は、次の原則によっている。

ア 一人の労働者の行っている仕事が二つ以上の職種にまたがる場合には、仕事の内容と責任の程度からみて重要な職種へ分類する。判断困難の場合には、労働時間の長い方へ分類する。

イ 事業所で使われている職種の名称が、ここで用いている名称と異なっても、内容が同一である場合、あるいは全く同一でなくても、種類と程度がほぼ同一と思われる場合には、ここで用いている名称の職種として取扱う。

事業所で使われている職種の名称が、ここで用いている名称と同一であっても、その内容が異なる場合には、ここで用いている名称の職種として取扱わない。

なお、職種の回答がないものは「不詳」として集計

している。

## (12) 経験年数

調査対象期日現在の職種の仕事に従事した年数をいう。経験年数の算定は、次の原則によっている。

ア 過去において調査対象期日現在の職種の仕事に従事した年数は、すべて通算する。ただし、休職期間は除く。

イ 自動車運転者、看護師などのように、免許を必要とする職種は、免許取得後実際にその職種の仕事に従事した年数をもって経験年数とする。

なお、経験年数の回答がないものは、「勤続年数」と同じとして集計している。

## (13) 実労働日数

労働者が調査対象期間中に実際に労働した日数をいう。実際に労働しなかった日は、たとえ有給であっても、労働日数には入れていない。1日の労働時間が1時間であっても、その日は1日として計算し、交替制の守衛、タクシーの運転者等が、午後10時に出勤して午前6時まで労働したような場合には、2日と計算し、さらにその日の午後10時に出勤し、翌日の午前6時まで労働したような場合には、通算して3日と計算している。

## (14) 所定内実労働時間数

総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいう。したがって、事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において、1日の労働時間ではなく、調査対象期間中に実際に労働した時間数を示す。

1か月間の所定内実労働時間数を合計して、1時間未満の端数がある場合には、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てている。

## (15) 超過実労働時間数

事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間以外に実際に労働した時間数及び所定休日において実際に労働した時間数をいう。

## (16) 1日当たり所定内実労働時間数

労働者ごとに所定内実労働時間数を実労働日数で除したものである。1時間未満の端数がある場合には、小数点以下第2位を四捨五入して求めている。

## (17) 1日当たり超過実労働時間数

労働者ごとに超過実労働時間数を実労働日数で除したものである。1時間未満の端数がある場合には、小数点以下第2位を四捨五入して求めている。

## (18) きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則など

によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。1か月を超え、3か月以内の期間で算定される給与についても、6月に支給されたものは含まれ、遅払いなどで支払いが遅れても、6月分となっているものは含まれる。給与改訂に伴う5月分以前の追給額は含まれない。

現金給与のみであり、現物給与は含んでいない。

## (19) 1時間当たりきまって支給する現金給与額

労働者ごとにきまって支給する現金給与額を所定内実労働時間数と超過実労働時間数を足した時間数で除したものである。円未満の端数がある場合には、円未満を四捨五入している。

## (20) 所定内給与額

きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

超過労働給与額とは、次の給与の額をいう。

ア 時間外勤務手当 所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与

イ 深夜勤務手当 深夜の勤務に対して支給される給与

ウ 休日出勤手当 所定休日の勤務に対して支給される給与

エ 宿日直手当 本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与

オ 交替手当 臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与

## (21) 1時間当たり所定内給与額

労働者ごとに所定内給与額を所定内実労働時間数で除したものである。円未満の端数がある場合には、円未満を四捨五入している。

## (22) 年間賞与その他特別給与額

昨年1年間(原則として令和4年1月から令和4年12月までの1年間)における賞与、期末手当等特別給与額(いわゆるボーナス)をいう。

賞与、期末手当等特別給与額には、一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた労働契約や就業規則等によらないで支払われた給与又は労働協約あるいは就業規則によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、算定期間が3か月を超えて支払われる給与の額および支給事由の発生が不確定なもの、新しい協約によって過去にさかのぼって算定された給与の追給額も含まれる。



各段階において提出された調査票の記入不備や記入誤り等を点検し必要な補正等を行った後、データ化を行っている。データ化後は、更に厚生労働省と独立行政法人統計センターにおいて記入内容の矛盾等についてシステムにより精査し、必要な補正等が完了したものを有効なデータとして、統計センターにおいて集計している。

母集団は、最新の事業所母集団データベースを用いているが、調査時点とは約2～3年のタイムラグが発生し、休業、廃業、産業変更や事業所規模の変更等により調査対象外となった事業所が存在するため、そのような事業所があった場合、事業所抽出のために設定した層と同一の層に属している事業所を可能な限り代替抽出し、補充調査を行っている。

データ化については、データ入力を民間事業者に委託しており、委託先において複数回の入力によるデータ確認（バリファイ）の実施を義務づけている。また、想定している桁数を超える報告がある項目については、最大値で入力するよう民間事業者に示している。

（点検・補正等の例）

- ・記入不備や記入誤り等があった場合、報告者に照会し追記・修正
- ・調査対象事業所に照会しても判明しない箇所は、同一事業所内の同様の属性（性、就業形態、雇用形態、年齢、学歴、賃金等から判断）の労働者がいる場合、その情報を基に補正
- ・経験年数が不明な労働者については、勤続年数で補正

#### (4) 推計

##### ア 推計方法

母集団の事業所数に対する有効回答事業所数の割合の逆数を「事業所復元倍率」としている。また、雇用形態（正社員・正職員、正社員・正職員以外、臨時労働者）別に、事業所の労働者数に対する抽出された労働者数の割合の逆数を「労働者復元倍率」としている。

各労働者について、属する事業所の事業所復元倍率と、属する事業所における該当する雇用形態の労働者復元倍率との積を「復元倍率」として、推計を行っている。

推計値の算出式は以下のとおり。

以下において「標本事業所」及び「標本労働者」とは、標本として抽出された客体のうち、有効回答として認識されたものを指す。

(ア) 月間平均賃金等1か月当たり平均値及び年間賞与その他特別給与額の1年当たり平均値（以下併せて「賃金等の平均値」という。）は、次の式により推計している。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^{n_i} w_{i,j} \cdot x_{i,j}}{\sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^{n_i} w_{i,j}}$$

$$w_{i,j} = u_i \cdot v_{i,j}$$

$\bar{x}$  : 賃金等の平均値

$i$  :  $i$  番目の標本事業所を表す添字

$j$  :  $j$  番目の標本労働者を表す添字

$m$  : 推計する区分に対応する標本事業所数

$n_i$  :  $i$  番目の標本事業所の推計する区分に対応する標本労働者数

$x_{i,j}$  :  $i$  番目の標本事業所の  $j$  番目の標本労働者の賃金等

$w_{i,j}$  :  $i$  番目の標本事業所の  $j$  番目の標本労働者の復元倍率

$u_i$  :  $i$  番目の標本事業所の事業所復元倍率

$v_{i,j}$  :  $i$  番目の標本事業所の  $j$  番目の標本労働者の労働者復元倍率

（ $i$  番目の標本事業所における値は、当該労働者の雇用形態に応じて、正社員・正職員、正社員・正職員以外、臨時労働者に対応する3種類の値のいずれかとなる。）

(イ) 1時間当たりの平均賃金及び1日当たりの平均所定内実労働時間数は、次の式により推計している。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^{n_i} w_{i,j} \cdot \frac{x_{i,j}}{t_{i,j}}}{\sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^{n_i} w_{i,j}}$$

$$w_{i,j} = u_i \cdot v_{i,j}$$

$\bar{x}$  : 賃金又は労働時間の平均値

$i$  :  $i$  番目の標本事業所を表す添字

$j$  :  $j$  番目の標本労働者を表す添字

$m$  : 推計する区分に対応する標本事業所数

$n_i$  :  $i$  番目の標本事業所の推計する区分に対応する標本労働者数

$x_{i,j}$  :  $i$  番目の標本事業所の  $j$  番目の標本労働者の賃金又は所定内実労働時間数

$t_{i,j}$  :  $i$  番目の標本事業所の  $j$  番目の標本労働者の所定内実労働時間数又は実労働日数

$w_{i,j}$  :  $i$  番目の標本事業所の  $j$  番目の標本労働者の復元倍率

$u_i$  :  $i$  番目の標本事業所の事業所復元倍率

$v_{i,j}$  :  $i$  番目の標本事業所の  $j$  番目の標本労働者の労働者復元倍率

（ $i$  番目の標本事業所における値は、当該労働

者の雇用形態に応じて、正社員・正職員、正社員・正職員以外、臨時労働者に対応する3種類の値のいずれかとなる。)

(ウ) 分位数の推計は、賃金額の階級ごとの労働者数を集計し、次の式により行っている。

$$D = a_{i_0} + \frac{\alpha L - \sum_{i=1}^{i_0-1} L_i}{L_{i_0}} (a_{i_0+1} - a_{i_0})$$

$$L = \sum_{i=1}^b L_i$$

$D$  : 分位数

$a_i$  : 下から  $i$  番目の階級の下限值

$L_i$  : 下から  $i$  番目の階級の推計労働者数

$b$  : 階級数

$L$  : 推計労働者数

ただし、 $i_0$ は

$$\sum_{i=1}^{i_0} L_i \geq \alpha L$$

を満たす最小の階級とする。

なお、各分位数に対応する  $\alpha$  は以下のとおり。

第1・十分位数 : 1/10

第1・四分位数 : 1/4

中位数 : 1/2

第3・四分位数 : 3/4

第9・十分位数 : 9/10

また、階級の間隔は、一般労働者の集計については1万円間隔、一般労働者のうち新規学卒者の集計については2,500円間隔、短時間労働者と臨時労働者の集計については、600円未満は200円、600円以上700円未満は50円、700円以上900円未満は20円、900円以上1,200円未満は50円、1,200円以上1,600円未満は100円、1,600円以上3,000円未満は200円、3,000円以上は1,000円間隔としている。

(エ) 労働者数は、次の式により推計している。

$$L = \sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^{n_i} w_{i,j}$$

$L$  : 推計する区分に対応する推計労働者数

$m$  : 推計する区分に対応する標本事業所数

$w_{i,j}$  :  $i$  番目の標本事業所の  $j$  番目の標本労働者の復元倍率

$n_i$  :  $i$  番目の標本事業所の推計する区分に対応する標本労働者数

イ 達成精度

賃金額（一般労働者は所定内給与額、短時間労働者は1時間当たり所定内給与額、臨時労働者は1時間当たりきまって支給する現金給与額）については、副標本方式により算出している。

$$C_{\bar{x}} = \frac{1}{\sqrt{\kappa}} \sqrt{\frac{1}{\kappa-1} \sum_{i=1}^{\kappa} (\bar{x}_i - \bar{x})^2} \cdot \frac{1}{\bar{x}} \times 100$$

$C_{\bar{x}}$  : 標本誤差率 (%)

$\bar{x}_i$  :  $i$  番目の副標本内の平均賃金額

$\bar{x}$  : 平均賃金額

$\kappa$  : 副標本の数 (= 5)

なお、産業、企業規模、性別にみた賃金額の標本誤差率は各巻頭の参考表のとおりである。

(5) 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数は78,623事業所、有効回答数は55,490事業所、有効回答率は70.6%である。

【抽出率算定に用いた誤差算式】

$$\begin{aligned}
 (C^{(k)})^2 = & \sum_r \sum_h \left[ \frac{1}{M_{rh}} \left( \frac{1}{f_{rh}} - 1 \right) \left( \frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})^2}{(\sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^L N_{r'h'} \bar{X}_{r'h'})^2} (C_{rh}^{(k)})^2 + \frac{(N_{rh} \bar{Y}_{rh})^2}{(\sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^L N_{r'h'} \bar{Y}_{r'h'})^2} (C_{y_{rh}}^{(k)})^2 \right. \right. \\
 & - 2 \frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})(N_{rh} \bar{Y}_{rh})}{(\sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^L N_{r'h'} \bar{X}_{r'h'})(\sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^L N_{r'h'} \bar{Y}_{r'h'})} C_{xy_{rh}}^{(k)} \\
 & \left. - \frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})^2}{(\sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^L N_{r'h'} \bar{X}_{r'h'})^2} (C_{w_{rh}}^{(k)})^2 \right) \\
 & + \frac{1}{N_{rh}} \frac{1}{f_{rh}} \left( \frac{1}{g_{rh}} - 1 \right) \frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})^2}{(\sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^L N_{r'h'} \bar{X}_{r'h'})^2} (C_{w_{rh}}^{(k)})^2 \Big]
 \end{aligned}$$

ここで、

$C^{(k)}$  : 目標精度設定区分における企業規模  $(k)$  の 1 人平均所定内給与額の標準誤差率

$r$  : 目標精度設定区分内における各都道府県、産業の層番号

$h$  : 事業所規模区分

$$X_{rhij} = Z_{rhij} \times Y_{rhij}$$

$Y_{rhij}$  : 企業規模が  $k$  の時 1、それ以外の時 0 となる変数

$Z_{rhij}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$ 、 $i$  事業所の  $j$  番目の労働者の賃金

$M_{rh}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$  の母集団事業所数

$N_{rh}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$  の労働者数

$N_{rhi}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$ 、 $i$  事業所の労働者数

$m_{rh}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$  の標本事業所数

$n_{rhi}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$ 、 $i$  事業所の標本労働者数

$f_{rh}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$  における事業所の抽出率

$g_{rh}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$  における労働者の抽出率

$$\hat{T}_{x_{rhi}} = \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} X_{rhij}$$

$$\hat{T}_{x_{rh}} = \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \hat{T}_{x_{rhi}} = \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} X_{rhij}$$

$$\hat{\hat{T}}_{x_{rh}} = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \hat{T}_{x_{rhi}} = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} X_{rhij}$$

$$Var(\hat{T}_{x_{rh}}) = \frac{1}{m_{rh} - 1} \sum_{i=1}^{m_{rh}} (\hat{T}_{x_{rhi}} - \hat{\hat{T}}_{x_{rh}})^2$$

$$\hat{T}_{y_{rhi}} = \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} Y_{rhij}$$

$$\hat{T}_{y_{rh}} = \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \hat{T}_{y_{rhi}} = \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} Y_{rhij}$$

$$\hat{\hat{T}}_{y_{rh}} = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \hat{T}_{y_{rhi}} = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} Y_{rhij}$$

$$Var(\hat{T}_{y_{rh}}) = \frac{1}{m_{rh} - 1} \sum_{i=1}^{m_{rh}} (\hat{T}_{y_{rhi}} - \hat{\hat{T}}_{y_{rh}})^2$$

$$\begin{aligned}
Cov(\hat{T}_{x_{rh}}, \hat{T}_{y_{rh}}) &= \frac{1}{m_{rh} - 1} \sum_{i=1}^{m_{rh}} (\hat{T}_{x_{rhi}} - \hat{T}_{x_{rh}})(\hat{T}_{y_{rhi}} - \hat{T}_{y_{rh}}) \\
\bar{X}_{rhi} &= \frac{1}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} X_{rhij} \\
Var(X_{rhi}) &= \frac{1}{n_{rhi} - 1} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} (X_{rhij} - \bar{X}_{rhi})^2
\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
(Cx_{rh}^{(k)})^2 &= \frac{Var(\hat{T}_{x_{rh}})}{(\frac{1}{M_{rh}} \hat{T}_{x_{rh}})^2} \\
(Cy_{rh}^{(k)})^2 &= \frac{Var(\hat{T}_{y_{rh}})}{(\frac{1}{M_{rh}} \hat{T}_{y_{rh}})^2} \\
Cxy_{rh}^{(k)} &= \frac{Cov(\hat{T}_{x_{rh}}, \hat{T}_{y_{rh}})}{(\frac{1}{M_{rh}} \hat{T}_{x_{rh}})(\frac{1}{M_{rh}} \hat{T}_{y_{rh}})} \\
(Cw_{rh}^{(k)})^2 &= \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \left( \frac{N_{rhi}}{(\frac{1}{M_{rh}} N_{rh})} \right) \frac{Var(X_{rhi})}{(\frac{1}{N_{rh}} \hat{T}_{x_{rh}})^2} \\
(Cw_{rh}'^{(k)})^2 &= \frac{M_{rh}}{N_{rh}} \left( \frac{1}{g'_{rh}} - 1 \right) (Cw_{rh}^{(k)})^2
\end{aligned}$$

である。